

認定こども園鳥取第三幼稚園 園舎改築支援募金趣意書

拝啓

初冬の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、本園の教育・保育の推進につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます

さて、本園は昭和43年に開園し、教育・保育の充実を図ってまいりましたが、50年以上を経過し老朽化も進んできたことから、昨年度より園舎改築工事を行っております。今年4月には、第一期工事で保育室棟が完成しました。新しい園舎には、子ども達の元気な声が響き渡り、にこにこ笑顔がいっぱいです。工事は順調に進んでおり、令和4年12月上旬には全園舎が完成予定です。

令和5年度からは、生後7ヶ月から小学校就学前までを対象とした『幼保連携型 認定こども園』に移行予定です。これからも、地域とのつながりを大切にし、教育・保育のさらなる充実に努めてまいります。

つきましては、一層の保育環境充実を図るため、皆様方のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

敬具

令和4年12月吉日

学校法人鳥取学園

理事長 石浦外喜義

認定こども園 鳥取第三幼稚園

園長 小谷京子

認定こども園鳥取第三幼稚園 園舎改築支援募金要項

募集目的及び使途

- ① 認定こども園鳥取第三幼稚園の園舎改築工事完成を記念し、教育設備充実のための資金支援を目的とします。
- ② 使途 園庭（前庭）に設置する遊具整備費用に充てる。

募集目標額及び対象等

- ① 対象 卒園児及び学園職員、賛同していただける方
- ② 募金方法 1口2,000円（何口でも結構です）を園へ持参していただくか、口座振り込みの方法をお願いいたします。
口座振替の場合には、下記口座をご利用くださいますようお願いいたします。
なお、領収書発行のため、住所、氏名等のご記入をお願いいたします。

振込先

口座名 がっこうほうじん とっとりがくえん にんてい こどもえん とっとりだいきんようちえん えんちよう こだにきょうこ
学校法人 鳥取学園 認定こども園 鳥取第三幼稚園 園長 小谷京子
鳥取銀行 鳥取北支店 普通預金 番号 348821
山陰合同銀行 鳥取営業部 普通預金 番号 4538326

受付期間

令和4年12月1日～令和5年2月28日

管理方法

鳥取第三幼稚園で集計後、学校法人鳥取学園で管理する。

お問い合わせ先

〒680-0001 鳥取市浜坂3丁目16-3
認定こども園 鳥取第三幼稚園
TEL (0857) - 23 - 3305 FAX (0857) - 23 - 3307
Email: tk3_mail@tottori-gakuen.jp

【個人情報の保護】

ご記入いただいた個人情報は当法人にて厳重に保管し、支援募金業務終了後に速やかに廃棄し、その他の目的には使用いたしません。

寄付金に係る税制上の優遇措置について(概要)

学校法人への寄付金について一定の要件を満たす場合には、確定申告書を提出することによって、税法上の優遇措置を受けることができます。

学校法人鳥取学園は「特定公益増進法人」に該当し、同優遇措置の対象法人です。

■個人及び個人事業主様からの寄付金

所得税及び住民税(県民税、市町村民税)につき、税制上の優遇措置を受けることができます。

A. (所得税)

下記の「税額控除」又は「所得控除」のいずれかを選択することができます。

1 税額控除

$$(\text{寄付金額(注1)} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{特別税額控除額(注1)}$$

(注1) 上記「寄付金額」・「特別税額控除額」については、一定の限度額があります。

2 所得控除

$$\text{寄付金額(注2)} - 2,000\text{円} = \text{所得控除額}$$

(注2) 上記「寄付金額」については、一定の限度額があります。

B. (住民税)

下記の「税額控除」を受けることができます。[住所地が鳥取県外である方は下記(※)をご参照ください。]

1 税額控除

$$(\text{寄付金額(注3)} - 2,000\text{円}) \times 10\%(注4) = \text{税額控除額}$$

(注3) 上記「寄付金額」については、一定の限度額があります。

(注4) 道府県民税4%、市町村民税6%

(※)住所地が鳥取県外である方につきましては、当法人への寄附金が住民税の税額控除の対象となるかどうかは、住所地の条例によりますので、お住まいの都道府県・市町村にご確認ください。

■法人様からの寄付金

法人税につき、税制上の優遇措置を受けることができます。

A. (法人税)

特定公益増進法人(本学校法人該当)に対する寄付金の額の合計額と損金算入限度額のうちいずれか少ない金額が、その事業年度の損金の額に算入されます。

■優遇措置を受けるための手続きについて

- 1 確定申告書の提出が必要です。
- 2 確定申告書に、後日郵送いたします以下の書類の添付が必要となります。
 - ① 領収書
 - ② 税額控除に係る証明書(写)
 - ③ 特定公益増進法人証明書(写)

上記が、税制上の優遇措置の概要です。

詳しくは、お近くの税務署(所得税、法人税)、市町村(住民税)にお尋ねください。